

件名	臨時・非常勤職員の一時金・退職金に関する陳情			
提出者住所氏名	豊島区南大塚 東京公務公共一般労働組合 墨田支部長 F 外1,635人			
受理年月日	平成23年11月21日	受理番号	第8号	
<p>要旨</p> <p>墨田区に勤務するすべての臨時・非常勤職員に一時金・退職金の支給を行えるようにしてください。</p> <p>(理由)</p> <p>墨田区では臨時・非常勤職員の全職員に占める割合は4割を超えています。住民サービスの第一線を担いながら、その賃金は、正規職員の半分から3分の1で、一時金・退職金は支給されません。墨田区では非常勤職員の報酬額に区分はあるものの、長年働き続けても年収は最高で300万円に届かず、事務職では250万円台にとどまっています。まさに「官製ワーキングプア」と呼ばれる存在になっています。「貧困と格差の拡大」が大きな問題となり、その是正を求める社会の流れの中で、非正規雇用労働者の待遇改善は時代の要請となっています。同一労働内容であれば、同一賃金であるべきです。</p> <p>とりわけ、一時金・退職金がゼロであることへの憤りは大きく、支給への願いは切実です。</p> <p>これまで墨田区では、地方自治法第203条の2を根拠に非常勤職員への一時金等の支給はできないとの回答を繰り返してきました。地方自治体の非正規職員への一時金を巡る昨今の最高裁判決等では、勤務実態が常勤職員の4分の3相当及び常勤と同様の業務、生計維持を目的とした労働であれば、地方自治法第204条の常勤職員と認められるとしています。非正規職員が加入している健康保険の休業補償制度や雇用保険の基本手当等が、生活を保障するために設けられた制度であることから、総合的に判断しているのが最近の判決です。</p> <p>法的には条例及び条例施行規則で各手当に相当する割増報酬を規定すれば、非常勤職員に割増報酬を支払うことが可能となります。墨田区でも判決等に従い、改善することが求められています。</p> <p>また、国家公務員の非常勤職員に関する人事院指針では、「期末手当支給」の努力義務についての改善部分が示されています。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、こうした一連の変化を前向きに受け止め、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				